



一 謙渡の対価の支払が完了するまでの間(一般分譲住宅の引渡しの日から五年以内に支払を完了したときは五年間とする。以下この条において同じ。)は、入居者の選定は、地方公社の定める基準に従つて行うこと。

二 謙渡の対価の支払が完了するまでの間は、入居者の支払う家賃は、近傍同種の住宅の家賃を参考して地方公社が定める額の範囲内において定めること。

(賃貸住宅の賃借人の資格)

**第十三条** 地方公社が賃貸する住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければなければならない。

一 次に掲げる者

イ 現に住宅に困窮している者

ロ 現に住宅に困窮している者に対し住宅を賃貸しようとする地方公共団体又は地方公社若しくは一般財團法人で住宅の管理を行ふことを目的とするもの

ハ 事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設(以下この条並びに第六条の二第一項及び第二項において「学校等」という。)の設置者でその学校等に在学する者に対し住宅を貸し付けようとするもの

ホ 次に掲げる者に対し住宅を賃貸する事業を行う会社その他の法人

(1) 特定の事業者の使用する従業員又は学校等に在学する者(第六条の二第二項において「従業員等」という。)

(2) ハ又はニに掲げる者(第六条の二第一項及び第二項において「事業者等」という。)

ヘ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの

(1) 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

(2) 老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)に係る同条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業

(5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対する生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)

(6) 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業(同項第一号に掲げる事業に限る。)

二 家賃の支払のできる者

(賃貸住宅の賃借人の選定方法)

**第十四条** 地方公社は、賃貸住宅の賃借人を選定しようとするときは、前条第一号ロに掲げる者に賃貸住宅を賃貸する場合を除くほか、原則として募集の方法によらなければならない。

2 第三条第三項の規定は、前項の募集について準用する。

地方公社は、賃貸住宅の賃借りの申込みをした者の数が賃貸する賃貸住宅の戸数を超える場合には、抽せんその他公正な方法により選考して賃貸住宅の賃借人を決定しなければならない。

(賃貸住宅の家賃)

**第十五条** 賃貸住宅を新たに賃借する者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう、地方公社が定める。

2 地方公社は、賃貸住宅の家賃を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めるものとする。この場合において、変更後の家賃は、近傍同種の住宅の家賃を上回らないように定めるものとする。

(賃貸契約の内容)  
**第十六条の二** 地方公社は、事業者等に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。  
一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員又は学校等に在学する者に貸し付けること。  
二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員又は学校等に在学する者を公正な方法により選考すること。  
三 当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員又は学校等に在学する者の支払うべき家賃は、賃借人が地方公社に対しても支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員又は学校等に在学する者の住居費の負担能力を考慮して定めること。  
**四**  
一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員等又は事業者等に貸し付けること。  
二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員等又は事業者等を公正な方法により選考すること。  
三 第十三条第一号ホに掲げる者が従業員等に対し住宅を賃貸する場合にあっては、当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員等の支払うべき家賃は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員等の住居費の負担能力を考慮して定めること。  
四 第十三条第一号ホに掲げる者が事業者等に対し住宅を賃貸する場合には、第十三条第一号ホに掲げる者と事業者等との賃貸契約において、次に掲げる事項を定めること。  
イ 事業者等は、当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員又は学校等に在学する者に貸し付ける事項を定めなければならないこと。  
ロ 事業者等は、当該賃貸住宅を貸し付ける従業員又は学校等に在学する者の支払うべき家賃を、事業者等が第十三条第一号ホに掲げる者に對して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員又は学校等に在学する者の住居費の負担能力を考慮して定めなければならないこと。

3 地方公社は、第十三条第一号へに掲げる者に  
賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲  
げる事項を賃貸契約の内容としなければならな  
い。

一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅  
に入居させること。

二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法  
により選考すること。

三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家  
賃に相当する費用は、賃借人が地方公社に対  
して支払うべき家賃の範囲内において、当該  
者の住居費の負担能力を考慮して定めるこ  
と。

(宅地の譲受人又は賃借人の資格)

**第十七条** 宅地の譲受人又は賃借人は、次の各号  
のいずれかに該当する者で、かつ、譲渡の対価  
又は地代の支払のできる者でなければならな  
い。

一 自ら住宅又は法第二十二条第三項第四号の  
学校、病院、商店等（以下「商店等」とい  
う。）を建設するため宅地を必要とする者

二 住宅の建設工事を請け負うことの条件とし  
て当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を  
行い、当該請負契約に基づき住宅を建設する  
事業を行う者

三 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第  
百三十四号）第二十三条第二項の規定に基づ  
き造成宅地等（同法第二条第十項に規定する  
造成宅地等をいう。）の譲渡に関する事業を  
行う信託会社等（信託会社又は金融機関の信  
託業務の兼営等にに関する法律（昭和十八年法  
律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた  
金融機関をいう。）

4 地方公社は、特別の事情がある場合において  
は、前項の規定にかかわらず、設立団体の長等の  
の承認を得て、宅地の譲受人又は賃借人の資格  
を別に定めることができる。

(宅地の譲受人又は賃借人の選定方法)

**第十八条** 地方公社は、宅地の譲受人又は賃借人  
を選定しようとするときは、原則として募集の  
方法によらなければならない。

5 第三条第三項の規定は、前項の募集について  
準用する。

**第十九条** 地方公社は、宅地の譲受け又は賃借り  
の申込みをした者の数が譲渡し、又は賃貸する  
宅地の区画数をこえる場合においては、抽せん

その他公正な方法により選考して宅地の譲受人又は賃借人を決定しなければならない。(宅地の譲渡の対価)

**第二十条** 地方公社が譲渡する宅地の譲渡の対価は、近傍同種の土地の取引価格と均衡を失しないよう、地方公社が定める。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、宅地の取得及び整備又は造成に要した費用並びに事務費等を基準とし、宅地の位置、品位及び用途を勘案して定めることができる。(宅地の地代)

**第二十一条** 地方公社が賃貸する宅地の地代は、近傍同種の土地の地代と均衡を失しないよう、地方公社が定める。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、宅地の取得及び整備又は造成に要した費用並びに事務費等を基準とし、宅地の位置、品位及び用途を勘案して定めることができる。

(宅地の地代)

**第二十二条** 地方公社が賃貸する宅地の地代は、近傍同種の土地の地代と均衡を失しないよう、地方公社が定める。前条ただし書の規定は、これにより難い特別の事情があると認められる場合にについて準用する。

(宅地の譲渡又は賃貸の条件)

**第二十三条** 地方公社は、宅地を譲渡し、又は賃貸する場合においては、少なくとも次の各号に掲げる事項を譲渡又は賃貸の条件としなければならない。

一 謙渡又は賃貸を受けた日から地方公社が指定する期間内に、地方公社が定める宅地の利用計画に従つて当該宅地に住宅又は商店等を建設すること。

二 当該宅地に住宅又は商店等を建設する以前に、当該宅地に関する所有権、地上権、質権、抵当権、使用貸借による権利又は賃借権その他の権利又は収益を目的とする権利の設定又は移定又は移転については、地方公社の承諾を受けること。

三 前各号に掲げる事項その他の譲渡契約又は賃貸契約の条項に違反した場合においては、譲渡契約若しくは賃貸契約を解除し、又は当該宅地を買い戻すことができる。

(利便施設等の譲渡の対価及び賃貸料)

**第二十四条** 地方公社は、利便施設等の譲受け又は賃借りの申込みをした者の数が譲渡し、又は賃貸する利便施設等の数をこえる場合においては、公正な方法により選考して利便施設等の譲受人又は賃借人を決定しなければならない。

2 第三条第三項の規定は、前項の募集について準用する。

**第二十五条** 地方公社が譲渡する利便施設等の譲渡の対価は、近傍同種の住宅又は施設の価額と均衡を失しないよう、地方公社が定める。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第二十六条** 地方公社は、利便施設等を譲渡し、又は賃貸する場合においては、少なくとも次の各号に掲げる事項を譲渡又は賃貸の条件としなければならない。

一 謙渡又は賃貸の支払が完了するまでの間は、各号に掲げる事項を譲渡又は賃貸の条件としなければならない。

(利便施設等の譲渡又は賃貸の条件)

**第二十七条** 地方公社が住宅を建設するときは、原則として一団の土地に集団的に建設することとし、住宅の規模は、一戸の延べ面積が三十平方メートル以上百七十五平方メートル以下としなければならない。ただし、一人若しくは二人の居住の用に供する住宅にあつては三十平方メートル未満のものとし、又は特別の事情がある場合にはよらなければならない。

(住宅の建設等の基準)

**第二十八条** 法第二十五条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第二十九条** 地方公社の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅及び一般分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第三十条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第三十一条** 法第三十二条第二項に規定する業務報告書には、次の事項を記載しなければならない。

一 前事業年度の事業の概況

二 前事業年度の役員の異動

三 その他設立団体の長等の指定する事項(経理原則)

**第三十二条** 地方公社は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定区分)

**第三十三条** 地方公社の会計においては、法第三十条第一項の会計区分に従い、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては、収益及び費用を計算するものとする。

2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算するものとする。

**第三十四条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない申請書その他の書類の提出部数は、正副二通とする。

(都道府県知事又は市長の経由)

**第三十五条** 法第三十四条第三号の国土交通省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託で元本補てんの契約のあるものとする。

(余裕金の運用方法)

**第三十六条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第三十四条第一号の規定により有価証券を指定すること。

二 法第三十四条第二号の規定により金融機関を指定すること。

三 第一条の規定により率を定めること。

四 第三十条の規定により有価証券を指定すること。

**第三十七条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない申請書その他の書類の提出部数は、正副二通とする。

(都道府県知事又は市長の経由)

**第三十八条** 法第二十九条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第三十九条** 法第二十九条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第四十条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第四十一条** 法第三十二条第二項に規定する業務報告書には、次の事項を記載しなければならない。

一 前事業年度の事業の概況

二 前事業年度の役員の異動

三 その他設立団体の長等の指定する事項(経理原則)

**第四十二条** 地方公社は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定区分)

**第四十三条** 地方公社の会計においては、法第三十条第一項の会計区分に従い、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては、収益及び費用を計算するものとする。

2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算するものとする。

**第四十四条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない申請書その他の書類の提出部数は、正副二通とする。

(都道府県知事又は市長の経由)

**第四十五条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第四十六条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第四十七条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第四十八条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第四十九条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第五十条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第五十一条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第五十二条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第五十三条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第五十四条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第五十五条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第五十六条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第三十四条第一号の規定により有価証券を指定すること。

二 法第三十四条第二号の規定により金融機関を指定すること。

三 第一条の規定により率を定めること。

四 第三十条の規定により有価証券を指定すること。

**第五十七条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第五十八条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第五十九条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第六十条** 地方公社は、積立分譲契約に基づいて受け入れた金額の総額の五以上に相当するものを、法第三十条第二項に規定する引当金として、現金、銀行への預金又は国債、地方債その他の工具の指定する有価証券をもつて保有しなければならない。

(業務報告書)

**第六十一条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第六十二条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第六十三条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第三十四条第一号の規定により有価証券を指定すること。

二 法第三十四条第二号の規定により金融機関を指定すること。

三 第一条の規定により率を定めること。

四 第三十条の規定により有価証券を指定すること。

**第六十四条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第六十五条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第六十六条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第六十七条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第六十八条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第六十九条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第七十条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第七十一条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第七十二条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第七十三条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第七十四条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第七十五条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第七十六条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第七十七条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第七十八条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅の近傍同種の住宅の価額、修繕費、管理事務費及び損害保険料の算出方法

三 賃貸住宅の近傍同種の住宅の家賃の算出方法(引当金)

**第七十九条** 法第四十四条の規定により都道府県知事又は市長の経由

**第八十条** 法第四十四条の規定により地方公社が賃貸する利便施設等の建設に要した費用並びに事務費等を基準とし、利便施設等の位置、用途等を勘案して定めることができる。

(業務の委託)

**第八十一条** 法第四十四条の規定により地方公社が業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 積立分譲住宅の譲受人の資格及び選定方法並びに積立分譲契約の内容その他住宅の積立分譲に関する事項

二 積立分譲住宅

